

# 試算ページ操作手順

※特別職及び会計年度任用職員の  
試算には対応していません

- 1 北海道市町村職員退職手当組合のホームページを表示
- 2 「退職手当の試算」を選択
- 3 「退職手当試算はこちら」を選択



## 北海道市町村職員退職手当組合

テキストサイズ 小 中 大 背景 ON OFF

サイト内検索

リンク集 | サイトマップ |

### ◎ 退手組合について

- ▶ 退手組合の概要
- ▶ 退手組合議会議員
- ▶ 退手組合役職員
- ▶ 退手組合へのアクセス
- ▶ 退手組合例規集

### ◎ 退手組合の事業について

- ▶ 退手組合の制度について
- ▶ 退手組合決算の状況
- ▶ 退手組合会議の状況

### ◎ 退手組合からのお知らせ

### ◎ リンク集



例規集



ご担当者向け  
お知らせ



退職手当  
の試算

職員採用



### 更新情報



2024年1月17日 組合議会議員の補欠選挙による当選人について

2023年12月

2023年12月19日 令和5年第2回運営委員会 掲載しました。

2023年12月19日 「退職報告兼退職手当支給申請書」の事前提出について  
職員給料額証明書の事前送付について  
令和5年度給与改定に係る事務処理について  
令和6年度市町村負担金の普通負担率について（内報）  
掲載しました。

こちらをクリック



ホーム >> 退職手当試算

◎ トップページ

◎ 退手組合について

◎ 退手組合の事業について

◎ 退手組合からのお知らせ

◎ リンク集

≡ すべてのメニューを開く

## 退職手当試算

[試算ページ操作手順](#) (943 KB) ← まずはこちらをご覧ください。

[退職手当試算はこちら](#)

こちらをクリック

# 退職手当 試算

退職時の支給額等を算出します。以下の手順に従って入力(数字は半角)して下さい。(特別職の計算はできません。)

所属所の給与条例は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等に準じて改正していますか？

給与改定 実施所属 ▼	表示項目のクリア
入力項目 (年月日は、コンボボックスから選択するか、テキストボックスに入力して下さい。例 平成28年3月31日 → h280331)	
①生年月日を選択して下さい。	昭和39年 ▼ 1月 ▼ 1日 ▼ <input type="text"/>
②就職年月日を選択して下さい。	昭和59年 ▼ 4月 ▼ 1日 ▼ <input type="text"/>
③退職年月日を選択して下さい。	令和6年 ▼ 3月 ▼ 31日 ▼ <input type="text"/>
④退職事由を選択して下さい。	自己都合 ▼
⑤定年年齢を入力して下さい。	<input type="text"/>
⑥旧定年年齢を入力して下さい。	<input type="text"/>
⑦退職日の給料月額を入力して下さい。	<input type="text"/>
⑧ピーク時の給料月額を入力して下さい。	<input type="text"/>
⑨ピーク時給料月額の最終日を選択して下さい。	令和6年 ▼ 3月 ▼ 31日 ▼ <input type="text"/>
⑩除算期間を入力して下さい。	除算期間合計 <input type="text"/> 月

## 給与改定 実施(未実施)所属所

平成27年4月1日以降、国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて給与改定を行った所属所については「実施」、行っていない場合は「未実施」を選択します。(「実施」「未実施」の選択によって⑩の調整額が変わります。)

①～③を入力  
年月日はコンボボックスから選択するか、  
テキストボックスに入力して下さい。  
(例 平成28年3月31日→h280331)

## ④ 退職事由

退職事由を選択して下さい。

## ⑤ 定年年齢

現在の定年年齢を入力して下さい。

## ⑥ 旧定年年齢

定年引上げ前の旧定年年齢を入力して下さい。

### ⑦退職日の給料月額

退職時の給料月額(本俸)を入力してください。

ただし、医療職及び教育職の職員等で給料の調整額が支給されている場合は、その額を加えた額となります。

(18.4.1以降、国家公務員の給与構造改革に準じた給料の減額改定を実施している場合に支給される差額「いわゆる、現給保障額」は含みません。)

- 定年引上げに伴い給料が7割措置となった場合は、その給料月額を入力
- 管理監督職勤務上限年齢により降任又は降給を伴う転任をされた職員は管理監督職勤務上限年齢調整額を含めた給料月額を入力

### ⑧ピーク時の給料月額

減額改定以外の理由で給料月額が減額されている場合は、減額前の額を入力

※定年引上げに伴う7割措置及び管理監督職勤務上限年齢により降任又は降給を伴う転任をされた場合を含む

※減額が無い場合は空欄

### ⑨ピーク時給料月額の最終日

⑧の減額があった場合、ピーク時給料月額の最終日(減額となった前日)を入力

### ⑩除算期間

休職(公務上の傷病による休職を除きます)・停職・育児休業等により休職した月がある場合は、その期間を入力してください。復職しないで退職(予定)の場合は、至の年月日に退職(予定)日の翌日を入力してください。

休職期間の月数の2分の1(専従休職は2分の2)に相当する期間が、勤続期間から除算されます。

ただし、育児休業のうち子が1歳に達した日(誕生日の前日)の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月を除算します。

除算の数に1月未満の端数がある場合は切り上げます。

(例)  $1月 \div 2分の1 = 0.5月 = 1月$

⑩調整月数を入力して下さい。(最高60月)

第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	合計
(70,400円)	(65,000円)	(59,550円)	(54,150円)	(43,350円)	(32,500円)	(27,100円)	(21,700円)	( 0円)	
□月	□月	□月							

⑪ 調整月額

退職した月から在職期間の各月(平成8年4月1日以後の期間に限る。)ごとに、当該各月に属していた区分(第1号区分～第9号区分)に応じて定める額のうち、その最も多いものから5年分(60月分)を合計した額が調整額となります。

級に対応する区分は、下表をご参照ください。

平成27年4月1日以降、国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた改正を行っている場合は「実施」、行っていない場合は「未実施」の額となります。

※休職期間等の除算する期間がある場合は、除算期間後、60月に満つるまでの期間となります。

表：調整額区分表

区分 (第○号)	行政職1	行政職2	教育職1	教育職2	医療職1	医療職2	医療職3
	級	級	級	級	級	級	級
1	10		5		5		
2	9		4		4		
3	8		4		4		
4	7		4		4	8	7
5	6	5	3		3	7, 6	6
6	5	5	3	3	2	5	5
7	4	4, 3	2	3	2	5	4
8	3	3, 2, 1	1	2	1	4, 3, 2	3, 2
9	1, 2	0	1	1, 2	1	2, 1	2, 1

(例) 平成29年3月31日退職の場合(行政職1)

4級...平成24年4月1日～平成26年3月31日(24月)→ 7区分(第7号)に24月を入力

5級...平成26年4月1日～平成29年3月31日(36月)→ 6区分(第6号)に36月を入力  
(合計60月)

調整額の制限

「実施所属所」

1. 自己都合退職以外の退職で勤続期間4年以下及び自己都合退職で勤続期間10年～24年以下 → 調整額の2分の1の額を適用
2. 勤続期間9年以下の自己都合退職 → 調整額の適用なし

「未実施所属所」

1. 勤続期間24年以下で区分第8号 → 調整額の適用なし
2. 勤続期間4年以下及び自己都合退職で勤続期間10年～24年以下で区分第8号 → 調整額の2分の1の額を適用
3. 勤続期間9年以下の自己都合退職 → 調整額の適用なし

◎上記の内容でよければ「電卓」をクリックして下さい。



入力完了後  
電卓マークをクリック